

意見書

第四回定例会では5件の意見書を可決しました。

割賦販売法の抜本的改正に関する意見書 (区民生活委員会)

クレジット契約は、代金後払いで商品が購入できる利便性により、消費者に広く普及している一方で、強引・悪質な販売方法と結びつくと、高額かつ深刻な被害を引き起こす危険性が指摘されている。

現在、クレジット会社の与信審査が十分に機能していないことから、年金暮らしの高齢者に対する支払い能力を超えた「次々販売」や、クレジット契約を悪用した「マルチ商法」その他の詐欺的商法の被害が絶えないところである。

このように深刻なクレジット被害を防止するためには、消費者にとって安全・安心なクレジット契約が提供されなければならず、クレジット会社

社の責任においてクレジット被害の防止と取引適正化を実現する法制が必要である。

よって、本区議会は、国会および政府に対し、割賦販売法改正にあたり、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 過剰与信規制の具体化
クレジット会社が、顧客の支払能力を超えるクレジット契約を提供しないように、具体的な与信基準を伴う実効性ある規制を行うこと
- 2 不適正与信防止義務と既払金返還責任
クレジット会社に、悪質販売行為等にクレジット契約を提供しないよう加盟店を調査する義務および販売契約が無効・取消・解除となるときに既払金の返還義務を含むクレジット会社の民事共同責任を規定すること



子育てのひろば「練馬びよびよ」(豊玉北5-18-12)

わが国の経済は、全体的には企業収益の改善や設備投資の増勢により緩やかな拡大を続けているといわれているが、個人消費はいまだ力強さを欠き、中小企業や小規模事業者の景況感の改善は大企業に比べて足踏みしている状況にあり、多くは、依然として厳しい状況が続いている。

このような中、現在東京都が実施してきている固定資産税・都市計画税の減免措置等は、これまでも中小事業者にとって、事業の継続や経営内容の健全化に大きな力を与えるとともに、今後必要措置であると考えられる。

23区の固定資産税は都区共通の財源であり、こうした減免措置等の継続は当区の財政運営にも影響を与えることになるが、東京都が減免措置等

を廃止することになれば、区民、とりわけ中小事業者に与える影響は極めて大きく、地域社会の活性化、ひいては日本経済の回復にも悪影響を及ぼす要因となるものが強く危惧される。

よって、本区議会は、東京都に対し、現在の景況状況における区民の税負担感に配慮し、負担増になることのないよう、次の事項について強く要望する。

- 1 小規模住宅用地に対する都市計画税の軽減措置を今後も継続すること
- 2 小規模非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税の減免措置を今後も継続すること
- 3 負担水準が65%を超える商業地等の固定資産税・都市計画税の税額を、負担水準が65%の場合の税額まで軽減する措置を今後も継続すること

固定資産税・都市計画税の減免および軽減措置等の継続を求める意見書 (区民生活委員会)

また、検討の過程において、特別区が必要以上の行政サービスを行っていないかのような意図的な批判が繰り返されていることは、極めて遺憾である。

練馬区においては、今後も少子高齢化への対応や安全・安心のまちづくり、公共施設の改修・改築など大都市特有の膨大な行政需要が見込まれるため、徹底した行政改革に取り組んでいるところである。

仮に、一方的に税制改正が実施されれば、これらの行政需要に支えられないばかりか、練馬区をはじめ特別区の行政サービスの大幅な低下をまねき、区民生活に甚大な影響を与えることになる。

とりわけ法人住民税は、平成19年度では、都区財政調整の財源となる調整三税の約42%を占めており、特別区の財政を直撃するものである。

よって、本区議会は、国会および政府に対し、地方税収の格差は正の名の下に、東京の税財源を不合理に奪うような見直しを行うのではなく、国と地方の役割分担を今一度見直し、国から地方への実質的な権限と財源の移譲を進めるよう強く求めるものである。

国・地方を通じた税財政制度の見直しに関する意見書 (総合計画等特別委員会)

現在、国においては、地方法人2税の配分見直しや、その税収の消費税との税源交換等により、東京をはじめとする都市部の税源を地方に配分し、大都市と地方の税収格差を是正しようとする検討がなされている。

このような中、現在東京都が実施してきている固定資産税・都市計画税の減免措置等は、これまでも中小事業者にとって、事業の継続や経営内容の健全化に大きな力を与えるとともに、今後必要措置であると考えられる。

また、検討の過程において、特別区が必要以上の行政サービスを行っていないかのような意図的な批判が繰り返されていることは、極めて遺憾である。

練馬区においては、今後も少子高齢化への対応や安全・安心のまちづくり、公共施設の改修・改築など大都市特有の膨大な行政需要が見込まれるため、徹底した行政改革に取り組んでいるところである。

仮に、一方的に税制改正が実施されれば、これらの行政需要に支えられないばかりか、練馬区をはじめ特別区の行政サービスの大幅な低下をまねき、区民生活に甚大な影響を与えることになる。

後期高齢者医療制度に関する意見書(2件) (高齢者・医療等特別委員会)

制度に深刻な影響を及ぼすことが懸念されており、今まさに、国民皆保険を堅持し、安定的で持続可能な医療制度を築き上げることが喫緊の課題となっている。このため、平成20年4月から、75歳以上の後期高齢者を対象とし、都道府県ごとに設置された広域連合を運営主体とした、新たな医療保険制度が導入されることとなった。東京都においても62区市町村による後期高齢者医療広域連合を設立し、制度準備のために様々な議論が行われているところである。

本制度の導入により、これまで家族の扶養で保険料負担がなかった人を含むすべての高齢者が、保険料を負担することになるなど、制度の円滑な移行を危惧する声がかかっている。こうした中、政府が新たに保険料負担が生じる高齢者への激変緩和措置として、保険料徴収の凍結等を打ち出したことは歓迎すべきものであるが、東京都後期高齢者医療広域連合においては、国からの療養給付に対する定率交付が標準の12分の4を下回り、これを保険料で充当するためには、保険料負担が大きくなるらざるを得ないという課題がある。さらに、医療費抑制や生活習慣病の早期発見および介護予防の観点から、非常に重要である保健(健診)事業についても、74歳までの国民と比較して、国の財政支援は十分とは言えない。

本制度は、本来、国の責任である国民皆保険として、国民が安心して医療を受けられることで健康な生活を保障するものであり、その費用は、当然国が責任を持って負担すべきものである。

よって、本区議会は、国に対し後期高齢者を国民全体で支えるという制度趣旨を踏まえ、東京都としても国に対し、後期高齢者医療制度の運営に係る財政支援を強く求めるとともに、実現されるまでの間、調整交付金の交付調整分および低所得者層の更なる負担軽減のための財政支援を講じるよう強く求めるものである。

よって、本区議会は、厚生労働大臣

住所の変更 武藤 昭夫 議員 (新住所)

武藤 昭夫 議員
関町北4-15-10
(電話番号は変更なし)

武藤 昭夫 議員
関町北4-15-10
(電話番号は変更なし)

武藤 昭夫 議員
関町北4-15-10
(電話番号は変更なし)

武藤 昭夫 議員
関町北4-15-10
(電話番号は変更なし)

武藤 昭夫 議員
関町北4-15-10
(電話番号は変更なし)

住所の変更 武藤 昭夫 議員 (新住所)

武藤 昭夫 議員
関町北4-15-10
(電話番号は変更なし)

武藤 昭夫 議員
関町北4-15-10
(電話番号は変更なし)

武藤 昭夫 議員
関町北4-15-10
(電話番号は変更なし)

武藤 昭夫 議員
関町北4-15-10
(電話番号は変更なし)

武藤 昭夫 議員
関町北4-15-10
(電話番号は変更なし)

住所の変更 武藤 昭夫 議員 (新住所)

武藤 昭夫 議員
関町北4-15-10
(電話番号は変更なし)

武藤 昭夫 議員
関町北4-15-10
(電話番号は変更なし)

武藤 昭夫 議員
関町北4-15-10
(電話番号は変更なし)

武藤 昭夫 議員
関町北4-15-10
(電話番号は変更なし)

武藤 昭夫 議員
関町北4-15-10
(電話番号は変更なし)

住所の変更 武藤 昭夫 議員 (新住所)

武藤 昭夫 議員
関町北4-15-10
(電話番号は変更なし)

武藤 昭夫 議員
関町北4-15-10
(電話番号は変更なし)

武藤 昭夫 議員
関町北4-15-10
(電話番号は変更なし)

武藤 昭夫 議員
関町北4-15-10
(電話番号は変更なし)

武藤 昭夫 議員
関町北4-15-10
(電話番号は変更なし)

区議会ホームページで 会議録が閲覧できます

- 本会議 …… 平成11年6月定例会から
- 決算特別委員会 …… 平成15年から
- 予算特別委員会 …… 平成16年から
- 常任・特別委員会 …… 平成16年4月から
- 議会運営委員会 …… 平成16年5月から

あてがき
おめでとうございます
おめでとうございます
おめでとうございます

あてがき
おめでとうございます
おめでとうございます
おめでとうございます

あてがき
おめでとうございます
おめでとうございます
おめでとうございます

あてがき
おめでとうございます
おめでとうございます
おめでとうございます

あてがき
おめでとうございます
おめでとうございます
おめでとうございます

あてがき
おめでとうございます
おめでとうございます
おめでとうございます

あてがき
おめでとうございます
おめでとうございます
おめでとうございます

定例会の開催予定

第一回定例会は
2月13日(水)
からです
傍聴はどなたでもできます。どうぞお越しください。